建設関連業務指名業者選定システムの試行導入について

平成２２年１２月２７日
土木部建設企画課

１．導入目的

建設関連業務の指名については、従来より「調査等コンサルタント業者取扱要領」及び「長崎県建設コンサルタント業務等の指名基準」に基づき、入札参加資格者名簿から選定してきました。

今回、これまでの指名選定を、より透明性、公平性を高めるため、完成業務高や地域性、成績、実績、技術者数などを数値化した指名選定システムを試行導入することと致しました。

２．指名選定システムの適用

●業種の分類

業種：測量業務、地質調査業務、建設コンサルタント業務

●測量業務及び地質調査業務は必要に応じて、陸上・海上に分類

●建設コンサルタント業務

部門：道路・河川、砂防及び海岸・港湾及び空港・鋼構造物及びコンクリートなど２１部門

※建築及び補償コンサルタント業務は対象と致しません。

３．指名選定システムの適用金額の範囲

●下記の適用金額を定め試行運用を開始致します。

測量業務　　：　５，０００千円以上
地質調査　　：１０，０００千円以上
建設コンサルタント業務：１０，０００千円以上

４．運用開始時期

●平成２３年１月４日より適用を開始致します。